

[事案 22-117] 配当買増保険金請求

・平成 23 年 7 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

配当金で買い増す生存祝金について、加入時の設計書に記載されたとおりの金額の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 11 月に加入し平成 17 年 10 月に保険料払込満了となった終身保険について、加入時の設計書に金額が記載されていること、加入後に募集人に確認した際に募集人から、設計書どおりに支払う旨の約束を記載した書面を受取っていることから、設計書記載どおりの生存祝金額の支払を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

1. 申立人が保管している設計書は配当支払方式が生存保険買増方式となっているが、加入申込は積立方式で行われている。
2. 募集人が渡したとされる書面は支払を約束するものではない。
3. 設計書には、「将来の支払額をお約束するものではない」と明記してある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

- (1) 募集人が、申立契約の勧誘に使用した設計書では、社員配当金の支払方法は、生存保険買増方式とされており、65 歳時の生存祝金が約 235 万円と記載され、70 歳時、75 歳時、85 歳時の生存祝金もそれぞれ記載されている。
- (2) 申立契約の申込書においては、社員配当金の支払方法は、「積立方式」が選択されており、保険証券においても、同様に記載されている。
- (3) 申立人は、保険証券に設計書に記載された生存祝金額の記載がなかったため、募集人に対し、設計書記載の生存祝金額の支払いがなされるのか再確認したところ、「設計書に書いてある通り支払われます」等と記載した書面を作成して、申立人に交付した。
- (4) 申立契約の社員配当金の支払方法を、積立配当方式によった場合、社員配当金は約 9 万円となり、生存保険買増方式によると、生存祝金は約 14 万円となる。

2. 申立人の主張について

- (1) 保険契約は、申込書による加入申込に、保険会社が承諾することにより成立する

ので、申立契約の内容は、申込書に記載された内容に従うことになる。申込書の社員配当金の支払方法は、積立方式とになっており、申立人は金額を問わず生存祝金を請求することはできない。

- (2) 仮に、申立契約の社員配当金の支払方法が、生存保険買増方式であったとしても、申立契約の約款によれば、生存祝金として、確定金額を支払うものとはされていない。設計書に記載された生存祝金は、あくまでも設計書作成当時の実績に基づき算定された数値であって、設計書に記載された確定金額を支払うことを内容とするものではない。
- (3) 募集人が作成した書面の解釈としては、支払いの約束ではなく、設計書の内容を説明したものと解する余地もあり、約 23 年前の募集時になされた説明内容を、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、募集人が支払いを約束したとの主張を直ちに認めることはできない。また、仮に、募集人が支払いを約束していたとしても、募集人には、約款と異なる契約を締結する権限はないことから、募集人の約束が契約内容になることはない。

3. 和解の検討

本件においては、以下の点に配慮して紛争を解決すべきと考える。

まず、社員配当金の支払方法について、設計書で生存保険買増方式であったものが、どのような経緯で申込書においては積立配当方式になってしまったのか必ずしも明らかではないが、申込書の記載は、申立人が募集人に任せたことが窺え、募集人のミスが原因である可能性がある。

次に、募集人が作成した書面の内容が、設計書の内容の説明であったとしても、記載金額が変動しないとの誤解を与えるような文書であるといえ、募集人が、受取金額を強調した勧誘をした可能性を否定することはできない。